

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	4
◎高知県税規則の一部を改正する規則	4
◎高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	5
高知県議会告示	
◎高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正	5

規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第83号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項第1号中「、健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第84号

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改

正する規則

高知県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。
別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県知事 様

開示請求をする者 郵便番号
 住所又は居所
 氏名
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び)
 代表者の職・氏名
 電話番号

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づき次のとおり保有個人情報の開示を請求しますので、同法第77条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律施行令第22条第1項から第3項までの規定により関係書類を添えて開示請求書を提出します。

個人情報又は特定個人情報の別	<input type="checkbox"/> 個人情報 <input type="checkbox"/> 特定個人情報
開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)	
求める開示の実施の方法等(記入は、任意です。)	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (実施の希望日時: 年 月 日 時頃) <input type="checkbox"/> 写し等の郵送
本人の状況等(代理人が開示を請求する場合に記入してください。)	本人の氏名
	本人の住所又は居所
	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、個人番号カード、旅券等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、「求める開示の実施の方法等」については、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第16号様式)により、開示決定後に申し出ることもできます。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等)の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状(開示請求用)(別記第34号様式又は別記第35号様式)その他その資格を証明する書類(請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。)の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()		
担当課等名等	電話番号	担当者名	内線
備考			

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県知事 様

訂正請求をする者 郵便番号
 住所又は居所
ふりがな
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び
 代表者の職・氏名）
 電話番号

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律第90条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり保有個人情報の訂正を請求しますので、同法第91条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項から第3項まで並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第15条第2項の規定により関係書類を添えて訂正請求書を提出します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日付 第 号
開示決定に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨及び理由	趣旨： 理由：
本人の状況等（代理人が訂正を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名
	本人の住所 又は居所
	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状（訂正請求用）（別記第36号様式）その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。
- 5 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（)
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（)
担当課等名等	電話番号 担当者名 内線
備考	

別記第28号様式を次のように改める。

第28号様式（第21条関係）

年 月 日

高知県知事 様

利用停止請求をする者 郵便番号
 住所又は居所
ふりがな
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び
 代表者の職・氏名
 電話番号

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律第98条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり保有個人情報の利用停止を請求しますので、同法第99条第1項及び第2項並びに個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項から第3項まで並びに高知県個人情報の保護に関する法律施行細則第21条第2項の規定により関係書類を添えて利用停止請求書を提出します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日付け 第 号
開示決定に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨及び理由	趣旨： <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 理由：
本人の状況等（代理人が利用停止を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名
	本人の住所又は居所
	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状（利用停止請求用）（別記第37号様式）その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。
 5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（)
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（)
担当課等名等	電話番号 担当者名 内線
備考	

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第85号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第306条の表高知県国民健康保険審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第9条第2項又は第4項の規定に基づく求めに対する」に改め、同表高知県後期高齢者医療審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第54条第3項又は第5項の規定に基づく求めに対する」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第86号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第123号様式裏面中「健康保険証又は確定申告書の写し」を「確定申告書の写し等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第87号

高知県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

高知県住民基本台帳法施行細則（平成14年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人

番号カードをいう。)」に改める。
別記第2号様式及び別記第4号様式中「健康保険の被保険者証」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

~~~~~  
高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第88号**

**高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。  
別記第9号様式の2裏面中「健康保険証」を「個人番号カード」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

~~~~~  
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第89号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。
別記第35号様式裏面中「健康保険証等」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

議 会 告 示

高知県議会告示第5号

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年4月高知県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

高知県議会議長 加藤 漠

第9条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。
別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県議会議長 様

開示請求をする者 郵便番号
住所又は居所
（フリガナ）
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び）
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報開示請求書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）	
求める開示の実施の方法等（記入は、任意です。）	<input type="checkbox"/> 閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 （実施の希望日時： 年 月 日 時頃） <input type="checkbox"/> 写し等の郵送
本人の状況等（代理人が開示を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名
	本人の住所又は居所
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年人（ 年 月 日生）
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、「求める開示の実施の方法等」については、保有個人情報開示実施方法等申出書（別記第15号様式）により、開示決定後に申し出ることできます。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。

※下欄には、記入しなくてください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券
	<input type="checkbox"/> その他（)
担当課名	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（)
備考	電話番号
	担当者名 内線

別記第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県議会議長 様

訂正請求をする者 郵便番号
住所又は居所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の職・氏名）
電話番号

保有個人情報訂正請求書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項及び第2項の規定に基づき保有個人情報の訂正を請求しますので、次のとおり訂正請求書を提出します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日	付	第 号
開示決定に係る保有個人情報の名称等			
訂正請求の趣旨及び理由	趣旨： 理由：		
本人の状況等（代理人が訂正を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名		
	本人の住所又は居所		
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。
- 5 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしてください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
担当課名等	電話番号	担当者名	内線
備考			

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第26条関係）

年 月 日

高知県議会議長 様

利用停止請求をする者 郵便番号
住所又は居所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び）
代表者の職・氏名
電話番号

保有個人情報利用停止請求書

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項及び第2項の規定に基づき保有個人情報の利用停止を請求しますので、次のとおり利用停止請求書を提出します。

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
保有個人情報（部分）開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日付	第	号
開示決定に係る保有個人情報の名称等			
利用停止請求の趣旨及び理由	趣旨： <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止 理由：		
本人の状況等（代理人が利用停止を請求する場合に記入してください。）	本人の氏名		
	本人の住所又は居所		
	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	

- 注 1 本人が請求する場合は、本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、当該法定代理人について本人であることを証明する書類のほか、当該法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、成年後見登記事項証明書等）の原本を窓口で提示し、又は提出してください。また、法定代理人が法人であるときは、当該法人の代表者印を「請求者」の「氏名」欄に押印して、その印鑑証明書を提出してください。
- 3 任意代理人が請求する場合は、当該任意代理人について本人であることを証明する書類のほか、委任状その他その資格を証明する書類（請求の日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。
- 4 この請求書を送付して請求する場合は、1の本人であることを証明する書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（請求の日前30日以内に作成されたものに限り。）の原本を提出してください。ただし、個人番号カードを複写機により複写したものを提出するときは、表面のみを複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載があるときは、当該個人番号を黒塗りしてください。
- 5 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ってください。

※下欄には、記入しないでください。

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券		
	<input type="checkbox"/> その他（)		
担当課名等	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 成年後見登記事項証明書		担当者名 内線
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（)		
備考	電話番号		

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。